

自宅勤務に於ける、 半休申請が出来る事を 御存知でしょうか！？

■自宅勤務に於ける半休申請について、
会社に確認したところ、半休申請が可能
であることがわかりました。

就業規則第74条の2

半日単位の年休は、指定した勤務の労働時間の半分の時間を始業時刻直後もしくは、終業時刻直前のいずれかに与えるものとし、勤務の中間には与えない。

2 半日単位の年休は、2回をもって1日単位の年休とみなして取り扱う。

会社掲示で明らかにされませんので、以下、大二運中川総括助役からの回答をお知らせします。

- ①自宅勤務指定にて、午前中若しくは午後から所用等で自宅を不在にする場合には、半休申請が可能！
- ②半休申請する場合には、会社に対して事前に申請するか、電話申請も可能！

半休申請に於いて、何か問題が発生しましたら

JR東海労大運分会三役まで連絡願います！